

# 家庭学習指導契約書

契約者（甲）

利用者（乙） 同上

指導者（丙）

甲丙は十分に協議し理解したうえで、以下の条件により家庭学習指導契約の締結に同意した。

- 第1条 甲は乙の学習指導に当たらせるため、丙との間で家庭学習指導契約を締結した。  
締結に伴う入会金は 金 円とし、本日甲は丙へ当該入会金を支払った。
- 第2条 丙は甲からの依頼に基づき、乙のために以下の業務を行う。  
(1) 乙の学習レベルに応じた学習指導。科目や内容については協議の上定める。  
(2) (1)に係る付随的業務、その他、甲及び乙が特に依頼する業務
- 第3条 甲は、丙の指導に伴う対価として、以下の通り丙に支払う。  
(1) 前条1項に係る賃金は時間給とし、時間当たり 金 円とする。  
(2) 暦月ごとに指導時間を合算し、月末締めで賃金を計算した上で請求書を発行する。  
(3) 支払は指導を行った月の翌月末までに、別途協議にて定めた方法で行うものとする。  
(4) 諸状況に応じて賃金を改定することができる。その場合は甲と丙の協議によって定め、その改定は協議を行った月の翌月より効力を発する。
- 第4条 甲は、丙の指導に伴う諸費用について、以下の通り丙に支払う。  
(1) 交通費については、実費とする。詳細は協議にて定める。  
(2) 教材については、丙が甲の依頼または許可を得て購入したものについては実費とし、それ以外については無料とする。  
(3) 第2条2項及び3項に係る業務については、別途協議にて内容と諸費用を定める。
- 第5条 指導場所・時間については、前もって甲乙丙間で協議して定める。都合により指導を行えない状況が生じた場合は、速やかに連絡を取り、別の日程にて指導が行えるように努めなければならない。
- 第6条 やむを得ない状況を除き、甲または乙の都合で、前もって丙に連絡なくして指導ができなかった時は、予定していた指導時間分の賃金を丙に支払わなければならない。
- 第7条 やむを得ない状況を除き、丙が前もって連絡なくして指導できない状況が参回以上続いた場合は、甲は本契約を無催告解除できる。
- 第8条 甲の申出により本契約を解除する場合は、解除する日の1ヶ月前までに通知しなければならない。これを怠ったときは、予定していた指導時間分の賃金を契約解除と同時に支払わねばならない。但し、法定のクーリングオフ制度(契約成立から8日以内解約)該当の場合は無条件での解約返金に応じる。
- 第9条 やむを得ない事情により、丙が本契約を解除する場合は、1ヶ月前までに通知するものとし、指導終了以降への対応に努めるものとする。
- 第10条 甲が丙に対する賃金支払が1ヶ月以上遅延した場合、支払があるまで、丙は以降の指導を行わない。指導中止から1ヶ経過しても支払いがないときは、本契約を無催告解除する。
- 第11条 本契約に定めのない事項については、民法の規定による。

以上の通り契約が成立した。正本は1通作成の上甲が保管し、副本は1通作成し丙が保管する。

平成 年 月 日

(甲)

(丙)